

令和元年度第3回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議
 (令和元年9月6日開催)における追加質問への回答

質 問	回 答
<p>(資料1 p.44 及び参考資料2の質問2への回答について)</p> <p>外国人労働者についての(1)確認事項と、 (1)について回答が「Yes」である場合、 (2)質問です。 (1)確認事項 上記2つの資料から導かれることは次の3項目と考えますが、それによろしいでしょうか。</p> <p>①2019年4月からの新たな資格制度である「特定技能(1号、2号)」による外国人労働者は当面、就労させない。</p> <p>②「特定技能」ではなく、技能実習制度等により既に就労している約30名の外国人労働者については、これまでどおり就労させる。</p> <p>③東京電力としては、外国人だから、日本人だからどうといった処遇上の区別はしておらず、外国人を雇用するかは、あくまでも協力企業の判断である。したがって、「特定技能」によらない外国人労働者は今後、増える可能性もある。</p> <p>(2)質問 A(現行制度による)外国人労働者の就労に関する管理は適切に実施している(参考資料2)という説明と、B「特定技能」については、「安全衛生管理体制の確立や～(中略)安全衛生教育の実施」については、適切に行うことができるかについて、より慎重に検討すべきと考えていますが、この検討には相当の時間を要します(資料1 p.44)という説明の間には、大きなギャップがあると感じます。BはAと同様と考えます。 (「特定技能」については、現行の技能実習2号修了者からの移行者が多いただろうと想定されており、両者は別制度とはいえ、密接に関連すると一般的に認識されています)</p>	<p>【東京電力ホールディングス株式会社】</p> <p>左記(1)</p> <p>①について そのとおりです。</p> <p>②について 就労いただいている外国人労働者の方々につきましては、永住者などの在留資格を有している方々であり、在留資格「技能実習」の方はおりません。 なお、2017年4月以降、在留資格「技能実習」の外国人の方の就労は認めない取り組みを実施しております。</p> <p>③について ご認識のとおり、作業員の雇用に関しましては、協力企業の判断となりますので、今後、外国人労働者の方が増えるか否かにつきましては、分かりかねます。</p> <p>(2) 福島第一では、2017年4月以降、在留資格「技能実習」の外国人の方の就労は認めない取り組みを実施しておりますので、本件ご質問の趣旨に該当する状況ではございません。</p>